

起業家育成資金

独立開業貸付

この資金の特徴

- ☑ 新規開業者向けの資金です。
- ☑ 次のいずれかに該当する方(開業後2年未満の方を含む。)がご利用いただけます。

【開業前の場合は、事業に着手している必要があります。】

- ① 1年以上勤務した経験のある業種・職種の事業を、経験を活かして開業する。
- ② 法律に基づく資格を有しており、その資格を活かして開業する。
- ③ 特許法等に基づく設定登録を受けた技術等をもって開業する。
- ④ フランチャイズ契約を締結して開業する。
- ⑤ 開業後、6か月以上の売上実績がある。

- ☑ 設備資金は3,000万円までご利用いただけます。

次のような方におすすめです

- 開業前で、手持ちの自己資金が融資希望額に満たない。
- 1,500万円を超える設備資金の申込みをしたい。

融資条件

		設備資金	運転資金
限度額		3,000万円	1,500万円
設備・運転併用の場合は、合計3,000万円			
利率	5年超10年以内	年1.0%以内	平成30年4月1日から 平成30年9月30日 融資実行分の利率です。(固定金利)
	3年超 5年以内	年0.9%以内	
	1年超 3年以内	年0.8%以内	
期間・償還方法		1年超10年以内	1年超7年以内
据置1年以内 元金均等月賦償還			
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証		付する(保証料 年0.45%~1.59%以内)	

資金使途

設備資金	運転資金
工場、店舗の建築又は機械設備の購入等に必要資金	商品仕入れや外注費支払い等に必要資金

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金(ただし、設置後6か月未満の設備で未払部分は対象)等

融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合もあります。

融資対象者

起業家育成資金・独立開業貸付は、次の全てに該当する方を対象としています。

1 次の区分①～⑤のいずれかに該当する。

区分	融資対象者の条件	備考
①勤務経験	ア、イのどちらかに該当する。 ア 現在勤務中(退職予定)の場合は、現在の勤務を含めて継続して1年以上同一業種又は職種に勤務している。 イ 既に退職している場合は、原則として開業直前に継続して1年以上同一業種又は職種に勤務していた。	【開業前の場合】 融資額の4分の1以上の自己資金を有している。
②法律に基づく資格	法律に基づく資格(国家資格等)を持っている。	
③特許等	特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた技術等を持っている。	
④フランチャイズ	(一社)日本フランチャイズチェーン協会の正会員であるフランチャイザーと契約している。	
⑤売上6か月以上	開業後6か月以上の売上実績がある。	

2 信用保証対象業種(一般にいう商工業者のほとんどが対象となりますが、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。)を県内で開始しようとしている、又は開始してから2年未満の中小企業者(個人、会社、NPO法人等)である。

3 納期が到来している場合は、事業税等を滞納していない。

4 事業に必要な許認可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考	
埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)	・受付機関にて配布	
事業税の納税証明書等(納期限が到来している場合)	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等 ・納期限内に完納している場合は、領収証等でも可	
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分、1期目の確定申告又は決算が終了していない場合は不要	
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合	
特約書(様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出	
見積書の写し等(設備資金の場合)	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料	
本資金の書類用に	【共通】	・客観的に事業に着手していることの証明書類 ・自己資金を確認できる書類(開業前の場合) ・創業・再挑戦計画書(様式8-1) (確定申告又は決算が終了していない場合)
	【①勤務経験】	・雇用証明書又は源泉徴収票の写し等勤務経験のわかるもの
	【②法律に基づく資格】	・法律に基づく資格を有することの証明書の写し
	【③特許等】	・特許設定の登録を受けたことの証明書又はその公報の写し等
	【④フランチャイズ】	・フランチャイズ契約書の写し
【⑤売上実績6か月以上】	・6か月以上の売上実績を客観的に証明できる書類	
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等	

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

事業所(予定地)が所在する地区の商工会議所・商工会または創業・ベンチャー支援センター埼玉

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店



お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803

事業を開始しようとしている又は事業所が所在する地区の商工会議所・商工会

創業・ベンチャー支援センター埼玉 048(711)2222



彩の国
埼玉県